

**改正**

平成12年12月27日告示第199号

平成15年3月13日告示第13号

平成16年5月20日告示第61号

平成24年2月8日告示第10号

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自主防災活動の促進を図るため自主防災組織を結成し、活動している自治会に対し、予算の範囲内でその活動に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民が連帯協同して被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する組織をいう。

(自主防災組織の活動)

**第3条** 自主防災組織は、消防署、消防団等の防災関係機関と連携を保ちながら次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災知識の啓発活動
- (3) 別表に掲げる防災資機材の整備
- (4) 大和高田市が行う防災に関する施策への協力及び連携
- (5) その他必要な活動

(助成の金額)

**第4条** 助成の金額は、前条第3号の防災資機材の整備に要する経費の2分の1以内の金額で20万円を限度とする。

(交付の申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

らない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 防災資機材購入の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは助成金を決定し、申請者に自主防災組織助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。この場合において、市長は、助成金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付けることができる。

2 申請者は、前項の決定通知書を受領したときは、速やかに自主防災組織助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、当該年度から3年間は再申請することができない。  
(助成金の交付)

**第7条** 市長は、自主防災組織助成金交付請求書を受領したときは、申請者に対して助成金を交付する。  
(決定の取消し等)

**第8条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第6条第1項の規定により、市長が付した指示若しくは条件に違反したとき又はそれに従わなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。  
(実績報告)

**第9条** 助成金の交付を受けた申請者は、翌年度の4月末日までに助成金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**別表** (第3条関係)

倉庫、消火器、可搬式ポンプ、揚水ポンプ、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、ろ水機、トイレ、梯子、ロープ、スコップ、つるはし、なた、ハンマー、バール、担架、リヤカー、鋸、シート、毛布、延長コード、バケツ、タオル、ヘルメット、懐中電灯、ハンドマイク、ラジオ、工具セット法被、非常食など。ただし、消火器の充填材などの消耗品は除く。
--

**様式 略**